

門川町子育て応援給付金のご案内

門川町独自の取組みとして、子育て世帯への支援のため、**給付金の支給**を実施します！**※所得等による支給制限はありません**

【支給額】 対象児童 1人あたり
2万円

支給対象者

【令和4年9月1日時点】

18歳までの児童（H16.4.2～R4.8.31生まれ）を養育する父母等

※令和5年4月1日までに生まれた新生児も対象になります。

※令和5年3月31日までに転入の届け出をされた方も対象になります。

支給手続き

児童手当の受給世帯

申請**不要**で支給

9月末（振込予定）

※所得上限限度額の超過により児童手当が消滅している世帯については、6月期払いの口座に振込みします。

※給付金の支給を希望しない場合は、令和4年9月22日(木)までに福祉課までご連絡ください。

9月2日以降の新生児

申請が**必要**

児童手当
申請受付後随時

高校生のみの世帯
保護者が公務員の世帯

申請が**必要**

申請受付後随時

※対象者には申請書類をお送りします。

▶ 受付場所：門川町役場 福祉課 子育て支援係

▶ 受付期間：申請書類送付後 ～ 令和5年3月31日（金）

アンケートへのご協力をお願い

コロナ禍における原油価格や物価高騰が子育て世帯の家計に及ぼす影響などを調査するために支給対象者には給付金の案内と共にアンケートを同封いたします。ご協力をお願いいたします。

■ 門川町役場 福祉課 子育て支援係

0982-63-1140

（土・日・祝日を除く）

受付時間：午前の部 8:30～12:00

午後の部 13:00～17:00